

業務指示書

モロッコ国貝類養殖技術研究センター建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月7日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 島田 清仁 Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産関連施設・機材のO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モロッコ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語またはフランス語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設建築計画】

- 1) 類似業務の経験：施設建築計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 養殖設備設計計画】

- 1) 類似業務の経験：養殖設備設計計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（モロッコ 及び全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語またはフランス語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託を想定している業務にかかる費用

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MAD1 = 12.419 円, US\$1 = 102.19 円, EUR1 = 138.88 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/水産養殖・研究計画/運営・維持管理計画
施設建築計画
養殖設備設計計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.51 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月31日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間流用はできず、[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・ 異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・ 業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・ 同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費] ・ [直接人件費] ・ [その他原価] ・ [一般管理費等] の費目間の流用はできない。ただし、[直接経費] 内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

モロッコ国貝類養殖技術研究センター建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/水産養殖・研究計画/運営・維持管理計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設建築計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 養殖設備設計計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

沿海に豊富な水産資源を有するモロッコ国では、1970年代より沖合漁業とそれを支える漁業インフラ整備を推進してきた結果、同国の漁業は急速な発展を遂げた。しかし、その後、世界的に海洋天然資源の限界が認識されるようになり、資源管理の観点から漁獲量の制限が課されることとなったために、1990年代から同国の沖合漁業の漁獲量は頭打ちとなった。このため、同国政府は、水産資源の調査・研究によって資源の保全・有効活用に取り組むとともに、沿岸零細漁業の振興を中心とした水産セクターの開発を進めているが、天然資源だけに依存した漁業振興だけでは持続性を確保することが困難であり、育てて収穫する養殖業の開発も併せて進めていくことが課題となっている。

2009年、同国政府は、水産セクターの発展と水産資源の安定的確保を目的として、アリュージェス計画（水産開発計画）を策定し、水産セクターにおける開発の方向性を明らかにした。同計画では、これまでほとんど手つかずであった貝類養殖を含めた養殖業を水産セクター成長の牽引役の一つとして位置づけ、養殖生産量20万トン（その内訳は公表されていないが、そのうち貝類は11万トンと推定）を最終政策目標として設定している。この目標達成に向け、同国政府は、これまでに養殖振興機構（ANDA）を設立するとともに、海洋環境が養殖に適した地中海沿岸に養殖用地を準備して養殖分野への民間企業の参入を促している。しかし、貝類については、同国において天然種苗の採取が困難なことに加えて、人工種苗の生産を含めた養殖技術が未開発であることから、現時点では、ごく一部の民間業者が海外からカキ種苗を輸入し試行錯誤しながらカキ養殖を行っているのみであり、貝類養殖技術は進展していない状況にある。

このような背景から、2012年7月、同国政府は我が国に対し、貝類（特に二枚貝）の種苗を安定的に同国内に供給することを目的に、種苗生産センターの建設を要請した。

我が国において同要請について検討が行われたものの、同国における養殖業の現状や貝類種苗のニーズの有無など不明な点が多く、協力準備調査実施の妥当性が確認できなかったため、当機構は、2013年2月基礎情報収集・確認調査を実施し、同要請の背景や関連情報を収集した。

さらに、同基礎情報収集・確認調査結果を、我が国の知見をもとに検討した結果、モロッコ国内で直ちに貝類種苗生産が可能となる状況にあるとは考えがたく、まずは、同国の海洋環境に適した養殖適種の開発とその養殖技術の確立（優良国内産種苗の生産技術の研究開発を含む）が不可欠であるとして、これらを目的とする研究施設の建設を含めたプロジェクトについて協力準備調査を行うこととなった。

本調査では、当該プロジェクトの必要性、妥当性を確認し、無償資金協力（水産無償）案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目標

モロッコ国の貝類養殖の研究体制が確立される。

(2) プロジェクトの成果

貝類養殖技術研究センターが建設され、機材が整備される。

(3) 我が国への要請概要

ア 貝類養殖技術研究センター（1棟、2,000平方メートル程度）

イ 貝類養殖技術研究用機材

(4) 対象地域（サイト）

タンジェ・テトゥアン州テトゥアン県アムサ湾沿岸

(5) 関係官庁・機関

ア 実施機関

国立漁業研究所 (l'Institut National de Recherche Halieutique: INRH)

イ 関係機関

(ア) 農業・海洋漁業省 (Ministère de l'Agriculture et de la Pêche Maritime: MAPM)

(イ) 養殖振興機構 (Agence Nationale pour le Développement de l'Aquaculture: ANDA)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

ア 技術協力プロジェクト「漁業資源管理」(個別専門家): 実施中

イ 技術協力プロジェクト「小型浮魚資源調査能力強化プロジェクト」: 実施中

ウ 無償資金協力「国立漁業研究所中央研究所建設計画」: 実施済

3. 業務の目的

無償資金協力（水産無償）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、その効果や技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「貝類養殖技術研究センター建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がモロッコ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法及び調査項目

より効率的かつ効果的な調査手法等を検討するとともに、本業務指示書に記載している事項以外にも必要と判断する調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な情報の収集、先方との協議を行うための調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

ア 第1回現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を帰国後10日以内に取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

イ 設計・積算方針決定時

第1回現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

ウ 第2回現地調査出発前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) プロジェクトの必要性及び妥当性

当初の要請が種苗生産センターの建設であったものの、貝類種苗生産が直ちに可能ではないとの判断により貝類養殖技術研究センターの建設が検討された経緯がある。そのため、モロッコ国における本センターの必要性、妥当性及び建設後の活用計画について再確認することが重要である。

なお、研究・開発の対象となる二枚貝種は、カキ、ムラサキイガイ、イタヤガイの3種である。

(5) 研究・開発による稚貝生産数

プロジェクトは、種苗生産を目的とするものではないが、種苗生産技術に関する研究・開発を行う上で、試験的な稚貝生産を行う必要がある。現時点では、研究・開発による最大年間稚貝生産数は100万個体程度を想定しているが、本調査において、研究者等の人員配置計画、運営維持管理計画の観点から、適切な稚貝生産数の検討を行い、施設計画に反映する。

(6) 海水取水方法

プロジェクトの実施にあたっては、貝類養殖に適した水質の海水取水が必須である。事前に収集した情報によれば、取水方法としては、海中からの取水と沿岸部の陸上における地下からの取水が想定されている。取水設備の検討にあたって

は、必要水量の確保及び貝類養殖に適した水質の安定確保を条件に十分な検討を行う。

(7) 海上施設

プロジェクトで対象とする施設は、陸上施設（建屋）、取水施設、海上施設の3つの施設から構成される。そのうち、海上施設は、親貝の飼育、種苗の中間育成等を行いながら、種苗生産を含めた養殖技術の開発・研究を行うものである。海象調査の結果や先方の研究体制（人員や研究者のレベル等）も踏まえ、最も費用対効果の高い海上施設を計画する。

(8) 国立漁業研究所中央研究所との役割分担と連携

我が国無償資金協力で建設された中央研究所には、水産・海洋に関する高度な研究・試験が可能な機材・施設が整備されている。本センターの規模や内容の検討にあたっては、中央研究所との役割分担と連携等の相互補完関係を考慮の上、効果的な計画を策定する。

(9) 運営・維持管理

本センターの運営・維持管理に必要な予算・人員（人数、職種、技術レベル）を調査し、それらが先方で確保可能なことを確認する。

(10) 土地収用

施設（陸上）建設予定地の収用につき、複数機関にまたがる管理となっていることから、本調査でその収用プロセスも充分確認する。

(11) 陸上施設と海上施設の移動手段

陸上施設から海上施設への移動手段としては、漁民所有の船舶が想定されているが、この妥当性及び代替の海上移動手段の確保を先方に確認する。

(12) 環境社会配慮

本案件により想定する事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリーBに分類される。

基本的には、住民移転等は発生せず、用地取得もその規模は限定的と考えられているが、本調査において詳細を確認する。

(13) 「無償資金協力をに係る報告書作成のためのガイドライン」（2012年11月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」）

本業務において報告書・提出物等を作成する際には、同ガイドラインを踏まえることとする。（http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/）

6. 業務の内容

(1) 国内準備作業

- ア 要請書及び「貝類種苗センター情報収集・確認調査報告書（案）」を踏まえ、「貝類養殖技術研究センター建設計画」の背景・経緯を把握する。
- イ 国内で入手可能な資料、統計データ等から、モロッコ国の国家開発計画、水産セクターに関する開発計画、水産セクター及び水産養殖に関する現状や概要、他ドナーの援助動向、本計画に関連する社会経済状況を把握する。
- ウ 過去にモロッコ国において実施された我が国の協力実績を把握し、本プロジェクトとの関連を分析する。また、実施済み水産無償案件については、予備調査報告書や基礎調査報告書等から同国における水産無償を実施するに当たり参考にすべき点や留意すべき点を抽出する。
- エ 上記ア～ウを踏まえた上で、調査全体の方針・方法の検討、現地調査項目の整理及び調査計画の策定を行う。
- オ 上記ア～エを踏まえ、インセプション・レポート及び質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員（総括、計画管理）と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 基礎情報の収集・確認

国内準備作業において取りまとめた各種情報に加え、先方政府関係機関、他ドナー、技術協力専門家等から最新の情報を聴取する。

(4) プロジェクトを取り巻く状況に関する調査

ア プロジェクトの必要性、妥当性及び本センター活用計画に関する調査

(ア) モロッコ国における貝類の需給動向について調査するとともに、政府関係者、市場関係者、消費者等の聞き取りも踏まえ、将来的なモロッコ国における養殖貝類の需要を予測する。また、貝類養殖生産・消費拡大に関する制約要因の有無についても併せて確認する。

(イ) モロッコ国における天然二枚貝の採取漁業者や二枚貝養殖業者に対し、二枚貝の収穫や養殖の現状を調査するとともに、漁業者や養殖業者の抱える課題や問題点を調査・分析し、本センターの活用計画に反映させる。

(ウ) モロッコ国のアリュージェス計画（水産開発計画）における本プロジェクトの位置づけや関連性を確認するとともに、モロッコ側が考える本プロジェクトの実施方針、本プロジェクトで想定している本センターの活用計画について確認する。

イ プロジェクトの実施体制に関する調査

(ア) 本プロジェクトには、実施機関となる国立漁業研究所の他、農業・海洋漁業省の関係部局や養殖振興機構などが重要な役割を果たすと考えられる。これら組織の所掌、権限、人員、予算の変遷を調査し、プロジェクトを実施する場合に、各機関の果たすべき役割を明確にする。特に、予算については、国家開発計画、アリュージェス計画（水産開発計画）との関係において、どのように変遷しているかを分析する。

(イ) 実施機関となる国立漁業研究所については、それが所管する中央研究所や

各種センターの現状を調査し、国立漁業研究所の現行の研究・試験の技術レベルを把握するとともに、施設や研究・試験機材の維持管理能力について分析する。特に、魚類養殖研究を行っているムディック養殖特別センターは、本プロジェクトで建設する施設の上位機関となり、また、同センターから要員が配置されることも想定されるため、詳細に調査を行う。

ウ プロジェクトサイト及び周辺の状態調査（自然条件等）

- (ア) プロジェクト候補地は、水森林局の管理している国有地であり、沿岸部については、設備・運輸省の管轄下にあることが基礎調査で確認されている。一方、土地の境界が明確でないことも指摘されている。可能な限り、土地台帳、権利書、法令などに基つきその保有状況を確認するとともに、プロジェクト用地として接收するための行政手続きとそれに要する時間を調査する。
- (イ) プロジェクトに必要な不可欠な水道、電気、道路など基礎インフラの整備状況を確認する。
- (ウ) 当地の行政区における開発計画の有無について調査する。また、本プロジェクトに対する当地の行政区の意向や当地行政区におけるプロジェクト実施にかかる手続きについて調査する。
- (エ) モロッコ側に対し本プロジェクトとプロジェクトサイト周辺の漁業者との関連性や協働の可能性について確認するとともに、周辺漁業者の本プロジェクトに対する意向や期待について確認する。海上施設での中間育成における周辺漁業者との協働の妥当性について検討する。

エ プロジェクトに影響する自然条件に関する調査

プロジェクトサイトの妥当性の検証、施設設計・施工計画の作成及び概略事業費の積算に必要な精度の確保のために、施設建設予定地及びその周辺（陸上部及び海上部）において、以下に示す自然条件調査を行う。

具体的な調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙2を参照し、プロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件調査が考えられる場合には、併せてプロポーザルにて提案することとする。

- (ア) 海象・海底調査
- (イ) 地下水調査
- (ウ) 地形測量
- (エ) 地質調査
- (オ) 地盤調査
- (カ) 気象調査
- (キ) 水質調査

(5) 調達事情調査

- ア 資機材について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費、免税措置等）を調査する。
- イ 調達に関わる商習慣や関連法令について調査する。
- ウ 現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等について調査する。

- (6) 施工・据付に係る調査
建設・施工に関する法令や規制も考慮し、施工・据付計画策定するための調査を行い、施工体制、監理体制、行程計画、品質管理計画等を検討する。
- (7) ソフト・コンポーネント計画
貝類養殖技術に関する研究機関の運営は、モロッコ国にとって初めての試みとなる。プロジェクト初期段階の円滑な立ち上げを担保するために、必要な技術支援の内容を検討する。
- (8) 相手国側負担事業の検討
プロジェクトの実施にあたり相手国側負担とされる手続き事項（用地取得、免税措置、便宜供与、各種建設許可の取得等）の他、プロジェクトの内我が国の無償資金協力の対象として検討する事業（以下、「協力対象事業」という。）の円滑な実施のために必要となる各種事業（電気、水道の整備、アクセス道路の整備等）について相手国と協議の上、相手国側負担とすることの妥当性を検討する。
- (9) プロジェクトの運営・維持管理計画
国立漁業研究所が所管する中央研究所、その他地方センターの現状を踏まえ、本プロジェクト実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、プロジェクトを運営していくために必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。また、その予算の手当の方法、実施機関の予算額に対する割合などからプロジェクトの実施可能性を検討する。
- (10) 環境社会配慮
ア 「JICA 環境ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>) に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、調査結果を整理する形で、上記ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
イ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
(ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認
(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
a 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
b 「JICA 環境ガイドライン」との乖離及びその解消方法
c 関係機関の役割
(ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
(エ) 影響の予測
(オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
(カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

- (キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- (ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(11) 国内解析作業

ア 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

イ プロジェクトの計画策定

(ア) プロジェクトの概要

上記調査及び当機構との協議踏まえ、プロジェクト概要を作成する。

(イ) 協力対象事業の概略設計

プロジェクトの内、「協力対象事業」について計画策定（概略設計）を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html）（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成する。機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

a 設計方針

関係機関と協議をした結果のほか、現地調査で明らかにした自然環境条件、現地の建設・調達事情、実施機関の予算や体制から推測する施工後の運営・維持管理等についての対応（設計）方針を整理する。

b 基本計画

上記を踏まえ、以下の項目を含む協力対象事業の基本計画を作成する。

(a) 施設配置計画

(b) 建築計画

(c) 機材計画

c 概略設計図の作成

d 施工計画／調達計画の作成

以下の項目を含んだ施工計画・調達計画を作成する。

(a) 施工方針／調達方針

(b) 施工上／調達上の留意事項

(c) 施工区分／調達・据付区分

(d) 施工監理／調達監理計画

(e) 品質管理計画

(f) 資機材等調達計画

(g) 初期操作指導・運用指導等計画

(h) ソフトコンポーネント計画

(i) 実施工程

ウ プロジェクトの概略事業費

上記イで作成した計画に対し、プロジェクトの内我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの運営・

維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成する。機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

(ア) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、「設計・積算マニュアル」の補完編を参照して積算を行う。

(イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- a 実施時期
- b 事業費（総事業費及び内訳）
- c 概略の仕様
- d 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）
- e 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- f 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(エ) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(12) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、有効性の定量的効果については、現時点で「研究対象種の延べ種数・飼育個体数」、「種苗生産が可能となった種数・年間種苗生産量」、「開発した養殖技術数」を想定しているが、本調査を通じて最も適切と考える効果を設定することとする。

(13) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(14) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をモロッコ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性

確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(15) 準備調査報告書等の作成

モロッコ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ア 概略事業費（無償）積算内訳書
- イ 概要資料
- ウ 準備調査報告書
- エ デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は簡易製本にて別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文3部
- (2) インセプション・レポート : 和文8部
: 仏文16部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文6部
- (4) 準備調査報告書（案） : 和文6部
: 仏文33部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文2部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 機材仕様書 : 和文3部
: 仏文4部
- (7) 概要資料 : 和文1部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 準備調査報告書 : 和文（製本版）8部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。) : 仏文（製本版）18部及びCD-R3枚
: 和文（簡易製本版）2部及びCD-R1枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R2枚（デジタル画像40枚程度）

注1) 「(1) 業務計画書」については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 上記(5)については「設計・積算マニュアル」の補完編を、その他(2)～(4)及び(7)～(9)については「無償報告書等ガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/)を参照することとする。

注3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するた

めに概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注5）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注6）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年2月中旬より事前準備を開始し、2014年2月下旬に第一回現地調査を、同年8月下旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2014年9月中旬までに概要資料、2014年10月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

年度 月 内容	2013年度			2014年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事前準備作業		□								
現地調査		■								
現地調査結果概要				△						
国内解析作業				▬						
協力準備調査報告書 （案）の説明・協議								■		
概要資料									△	
準備調査報告書										△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約13.77M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ア 業務主任／水産養殖・研究計画／運営・維持管理計画（2号）
- イ 施設建築計画（3号）
- ウ 養殖設備設計計画（3号）
- エ 環境社会配慮
- オ 施工計画／調達計画／積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記格付は目安であり、これと異なる格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査においては、本邦から通訳を同行させることも、現地で通訳を傭上することも可能である。また、効率的な業務の実施の観点から、その両方を配置することも可能である。ただし、いずれの場合においても、本邦から同行させる通訳は最大1名とする。

通訳を配置する場合には必要経費を見積書に記載すること。

なお、上記(1)に記載の調査人月数は、通訳分を含んでいない。

3. 配布・閲覧資料

- (1) 「貝類種苗センター建設計画」要請書を配布する。
- (2) 「貝類種苗センター情報収集・確認調査」報告書(案)を配布する。
- (3) 「貝類種苗センター情報収集・確認調査」による収集資料については、希望があれば閲覧が可能である。
- (4) 本案件と同じ国立漁業研究所を実施機関として実施された無償資金協力「国立漁業研究所中央研究所建設計画基本設計調査報告書」(平成19年8月)は以下のURLから閲覧・ダウンロードが可能である。
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172736.html>
- (5) モロッコ国の貝類養殖業の普及・発展に関し、今後重要な役割を果たすと考えられるモロッコ国養殖振興機構については、以下のURLを参照のこと。
<https://www.anda.gov.ma/>

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

- (1) 第一回現地調査
 - ア 団員構成：総括(JICA)
計画管理(JICA)
技術参与(貝類養殖)(JICA)
 - イ 調査行程：約15日間
 - ウ 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクト内容の大枠及び調査実施方法について先方実施機関と合意し、協議議事録を取りまとめる。
- (2) 第二回現地調査(報告書案説明)
 - ア 団員構成：総括(JICA)
計画管理(JICA)
 - イ 調査行程：約10日間
 - ウ 目的：
準備調査報告書(案)について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認・合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

- (1) 以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関、コンサルタント、NGO、現地施工業者等に再委託して実施することができる。その他、現地再委託が適当と思われる項目があればプロポーザルにて提案することとする。
 - ア 海象・海底調査
 - イ 地下水調査
 - ウ 地形測量
 - エ 地質調査
 - オ 地盤調査
 - カ 水質調査
- (2) 現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。
- (3) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者名および現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。
- (4) これら再委託業務については、別見積とする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2013年11月）」の様式2および様式3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任（本邦より通訳を同行させた場合には通訳団員も含む）は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。なお、準備調査報告書（案）の説明・協議時は、総括団員を含む当機構の調査団員が、本邦より通訳を同行させる予定であり、受注者が通訳を配置する必要はない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

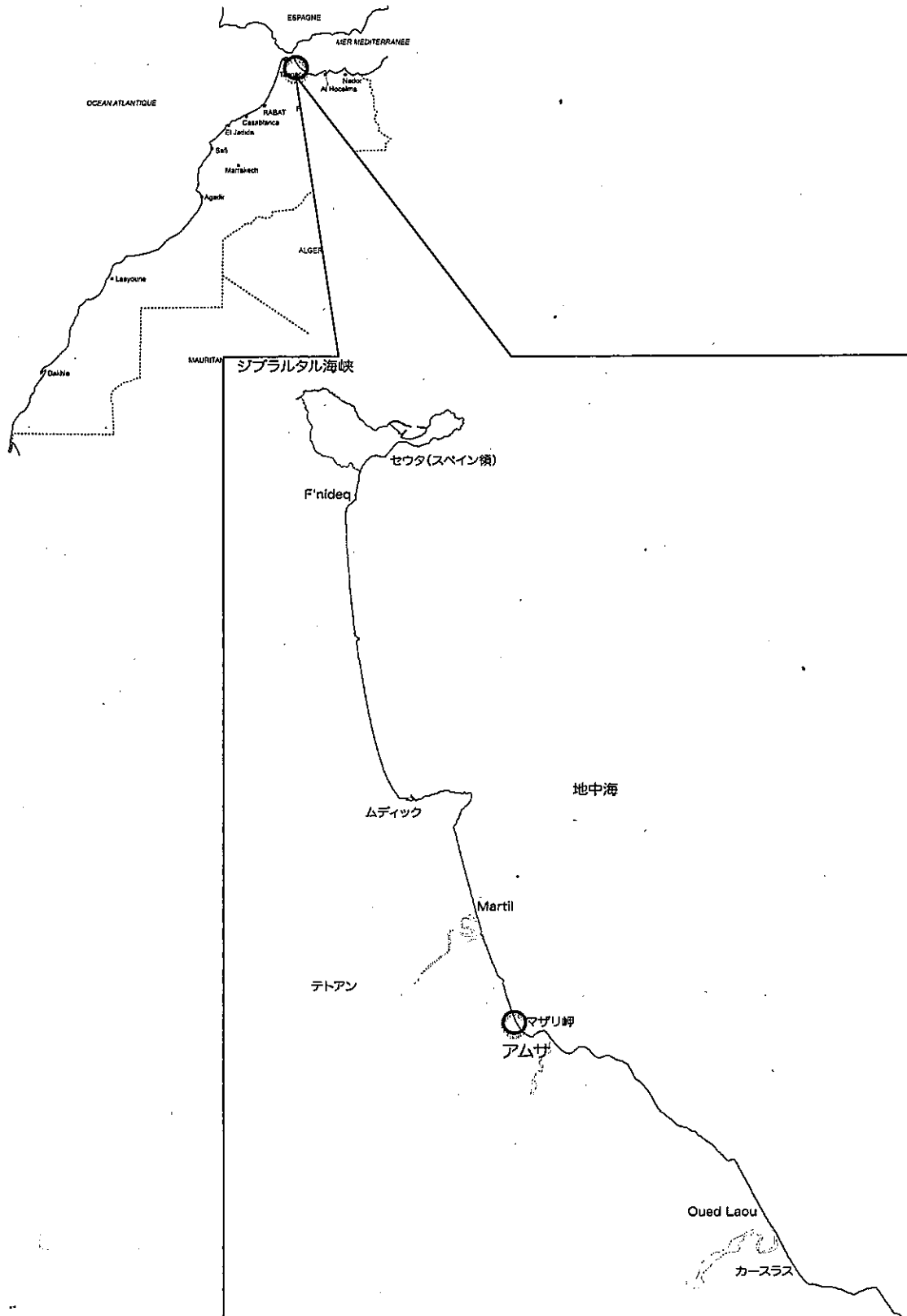
(4) 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行する受注者所有の資機

材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

以 上

プロジェクトサイト



モロッコ国貝類養殖技術研究センター建設計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述することとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないよう留意する。

2. 調査項目

本調査においては、以下の自然条件調査を想定している。

(1) 海象・海底調査	
調査目的	適切な濃度の海水の沿岸部海上部における取水か取水施設の可能性を検討する。
調査内容	波浪、潮流、漂砂、干満差、深淺調査
(2) 地下水調査	
調査目的	沿岸陸上部において、貝類養殖に適した海水を得るための井戸設置可能性を検討する。
調査方法	ボーリング（複数本）、水位、水質調査、電気探査、揚水試験
(3) 地形測量	
調査目的	陸上施設の計画、設計及び施工上必要な陸上地形を把握する。
調査方法	平板測量、水準測量
(4) 地質調査	
調査目的	陸上施設の計画、設計及び施工上必要な地質状況を把握する。
調査方法	地表踏査、ボーリング（2～3本程度を想定）、圧縮試験、pH 試験
(5) 地盤調査	
調査目的	施設建設の位置決定の判断材料を入手する。 構造物の基礎の検討を行う。

調査方法	平板載荷試験またはサウンディング
(6) 気象調査	
調査目的	プロジェクトサイト周辺の気象状況を把握し、プロジェクトへの影響の度合いを検討し、施設計画・施工計画に反映する。
調査内容	気温、湿度、雨量、日照時間、風向、風速、自然災害履歴
(7) 水質調査	
調査目的	プロジェクトの前提条件となる貝類飼育に適した地下水や海水の水質の確保可能性を調査する。
調査内容	年間を通じた以下の項目 塩分濃度、水温、金属イオン、化学物質汚染、溶存酸素量、貝毒 プランクトン、害敵生物の発生状況、pH

3. 成果品

報告書（調査概要、各種図面、調査結果）

以上